第1回 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会

日 時:平成18年3月8日(水)13時30分~

場 所:関内中央ビル 10階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 資源循環局長挨拶
- 3 議事
 - (1)委員長の選出について
 - (2) 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会の公開・傍聴について
 - (3) 最終処分場の概要について
 - (4) 今後の調査方法について
 - (5) 今後のスケジュールについて
 - (6) その他
- 4 閉会

配付資料

- 資料1 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会設置要綱
- 資料 2 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会委員名簿
- 資料3 戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会の会議の公開・傍聴規(案)
- 資料4 戸塚区品濃町最終処分場概要
- 資料 5 今後の調査方法

戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、株式会社三興企業の横浜市戸塚区品濃町最終処分場(以下「処分場」という)の行政代執行による生活環境の支障の除去を、安全且つ効果的に行うために技術的な事項を検討することを目的とする。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、処分場に関する次の技術的事項について検討する。
 - (1) 廃棄物の飛散を防止するために、必要な措置に関すること。
- (2) 急勾配となっている廃棄物法面について、廃棄物の崩落等の危険がない状態にするために必要な措置に関すること。
- (3) 遮水層が不備な部分からの、浸出液による地下水の汚染を防止するために、必要な措置に関すること。
- (4) 浸出液による公共用水域の汚染を防止するために、必要な措置に関すること。
- (5) その他、必要な事項の検討、協議に関すること

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織するものとする。
- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員委嘱日から第2条に規定する検討事項の検討の終了日までとする。 ただし、委員が欠けた場合は新たに委員を補充する。

(運営)

- 第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の運営を主催する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家からも意見を聴くことができる。

(招集)

第5条 委員会は、委員長の招集により開催する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長は、委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 事務局は、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成18年2月9日から実施する。

戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

-		(五十音順、敬称略)
氏 名	所属等	専門分野
anišb suda 相澤 好治	北里大学医学部教授	医学、公衆衛生学
nstnffa liffsl 今泉 繁良	宇都宮大学大学院教授	土質工学、 環境地盤工学
^{まるた} かつみ 猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	環境科学
ange si	上智大学大学院教授	環境工学
のま 野馬 幸生	(独)国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 循環資源・廃棄物試験評価研究室 室長	廃棄物化学
まつえじ やすし 松藤 康司	福岡大学工学部教授	廃棄物工学
が、よしお、人木、美雄	(財) 廃棄物研究財団 常務理事	廃棄物工学、 廃棄物行政
オブザーバー		
^{はやし りか} 林 里香	環境省 関東地方環境事務 廃棄物・リサイクル対策認	

戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会の会議の公開・傍聴規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会設置要綱(平成18年2月9日)に基づき開催する戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会(以下「委員会」という。) の会議における、公開・傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第31条及び横浜市審議会等の公開に関する要綱(平成12年6月助役依命通達)、並びに横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成9年11月総務局通知)の規程を準用し、原則として公開とする。ただし、情報公開条例第31条第1項但し書第2号に規程する事項(以下「非開示情報」という。)に該当する場合は、あらかじめ委員長は一部または全部の非公開とする。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(資料の配布)

第3条 委員会を公開した場合は、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合に おいて、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、委員長が定める。

(傍聴の手続き)

- 第4条 傍聴しようとする者があった場合の手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴人名簿(様式1)に所定の事項を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
 - (2) 会議の傍聴席数は、10席程度を設けるものとする。
 - (3) 会議を傍聴しようとする者の人数が傍聴席数を超える場合においては、先着順によるものとする。
 - (4) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴席に入場するに当たり所持品の検査等に応じることが求められたときは、これに協力しなければならない。

(傍聴することができない者)

- 第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を認めないものとする。
 - (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
 - (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
 - (3) 酒気を帯びているもの
 - (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認め られる者

(傍聴人が守るべき事項)

- 第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に係る事項を守らなければならない。
 - (1) 委員長の指示に従うこと。
 - (2) 会場内において、発言はしないこと。
 - (3) 会場における言動に対して拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
 - (4) 会場において写真等を撮影し、又は会議における発言等を録音しないこと。ただし、 あらかじめ委員長が許可した場合は、この限りでない。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(退場措置)

第7条 傍聴人が前項の規程に違反し、委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を 命じることができる。なお、委員長が退場を命じたときは、傍聴人は、直ちに退場しな ければならない。

(委員長のとる臨機の処置)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員長は必要があると認めたときは、臨機に応じて必要な処置を執ることができる。

(会議録)

第9条 公開された会議の会議録は、委員長が確認した後確定し、確定後1年間、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課において市民の閲覧に供するとともに、必要な方法で公開することができる。

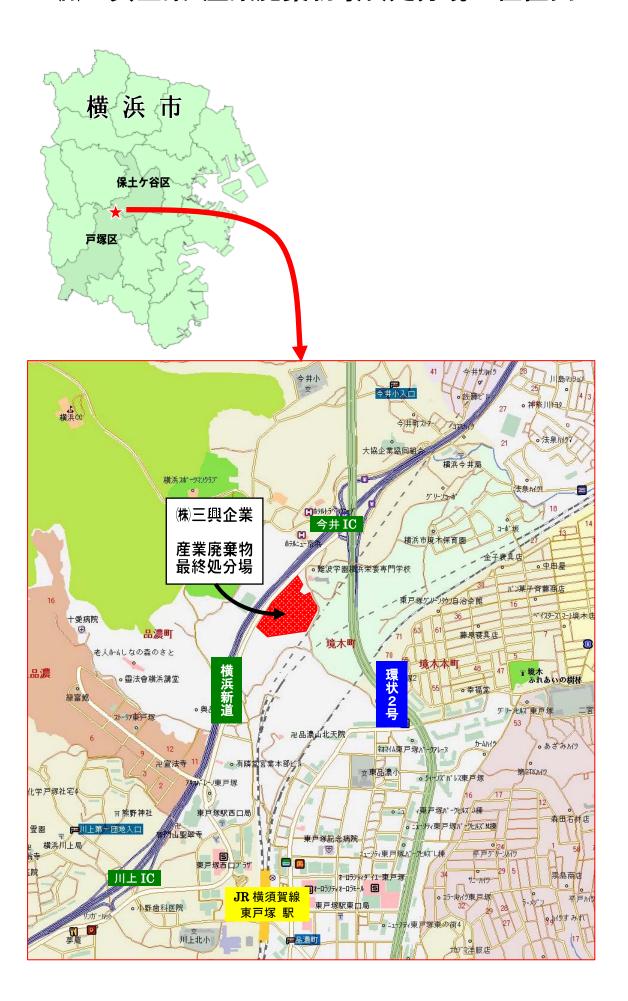
附則

(施行期日)

1 この規程は平成18年 月 日から実施する。

戸塚区品濃町最終処分場概要

(株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 位置図



株三興企業 産業廃棄物最終処分場 概況図



㈱三興企業 産業廃棄物最終処分場 航空写真 (平成15年2月5日 撮影)

戸塚区品濃町最終処分場事案概要

1 施設概要等

(1) 施設の概要

設置者:株式会社 三興企業

会社設立 昭和49年11月 2日

資本金 3,200万円

会社所在地 横浜市中区扇町1-1-25

設置場所:横浜市戸塚区品濃町1,622-2番地他

当初設置届出年月日:昭和61年 9月 5日

施設種類:管理型最終処分場

埋立の現状:許可容量約74万㎡に対し、約91万㎡の廃棄物が埋め立てられている。

埋立廃棄物の種類:汚泥、燃え殻、鉱さい、木くず、紙くず、廃石綿等、13種類

(2) 処分場施設の主な届出・許可等の経緯

届出(許可)年	埋立面積		埋5	備考	
月日	※()は増加量)		
S61. 9. 5	18, 767 m²		271, 520 m³		設置届
H4. 5. 25	21, 386 m²	$(2,619\mathrm{m}^2)$	515, 139 m³	(243, 619 m³)	変更届
Н9. 12. 25	23, 899 m²	(2, 513 m²)	674, 252 m³	(159, 113 m³)	変更許可
H11. 6. 24	25, 914 m²	(2, 015 m²)	738, 502 m³	(64, 250 m³)	軽微変更届

2 事案の概要

株式会社三興企業(以下、「事業者」)は、昭和61年9月、戸塚区品濃町の横浜新道沿いに産業廃棄物処分場(以下、「処分場」)を計画し、本市に廃棄物処理法に基づく『産業廃棄物処理施設設置届』を提出、本市から『基準適合通知』を受けている。

昭和62年4月に『産業廃棄物処分業(最終処分)許可』を取得し、処分場での受入を開始した。その後、借地範囲を広げ、埋立容量の拡大を行っている。

平成7年頃から許可容量の超過が疑われたため、本市は事業者を文書指導している(平成7年度~8年度の間に高さ是正3回や容量改善1回など)。平成9年1月に事業者の測量で容

量超過(許可容量約52万㎡に対し約65万㎡の埋立量)が確認されたため、本市は平成9年2月に事業者あて廃棄物処理法に基づく『措置命令(第1回)』を発令した。この時、事業者から『産業廃棄物処分業廃止届出書』が提出された。

また当時、横浜新道改築に伴う道路事業認定が行われ(平成9年3月)、処分場の一部に その道路用地がかかった。事業者はこれを踏まえた事業計画を平成9年12月に本市に提出す るとともに、埋立容量を67万㎡とする『産業廃棄物処理施設変更許可』を申請してきた。本 市は、廃棄物を安全な形状に改善するよう『措置命令(第2回)』を発令した上で『産業廃 棄物処理施設変更許可』を出した。

事業者は平成10年 6月に再び産業廃棄物処分業許可を取得し、廃棄物の受入を再開した。 平成11年 6月には埋立容量を約74万㎡とする『産業廃棄物処理施設変更届』を本市に提出した。平成11年 9月頃から再び容量超過が疑われたため、本市は事業者に、平成11年 9月から翌年12月まで、修景作業や搬入抑制に関する文書指導を計12回行った。平成12年 9月に道路用地の明渡しが完了し、10月に事業者に測量を実施させた。そこで容量超過(許可容量約74万㎡に対し約85万㎡の埋立)を確認したため、本市は直ちに受入停止を指導、平成12年12月に『事業停止命令』を発令した。事業者はこれ以降、廃棄物の受入を停止し改善作業に移ったが、作業時の悪臭が周囲に発散したため、本市は、悪臭防止の『改善命令』を同月に発令した。

平成13年 3月、本市は事業者に『措置命令(第3回)』を発令し、原状回復を求めたが作業が進まず、平成14年 1月に『産業廃棄物処分業許可』を取消した。

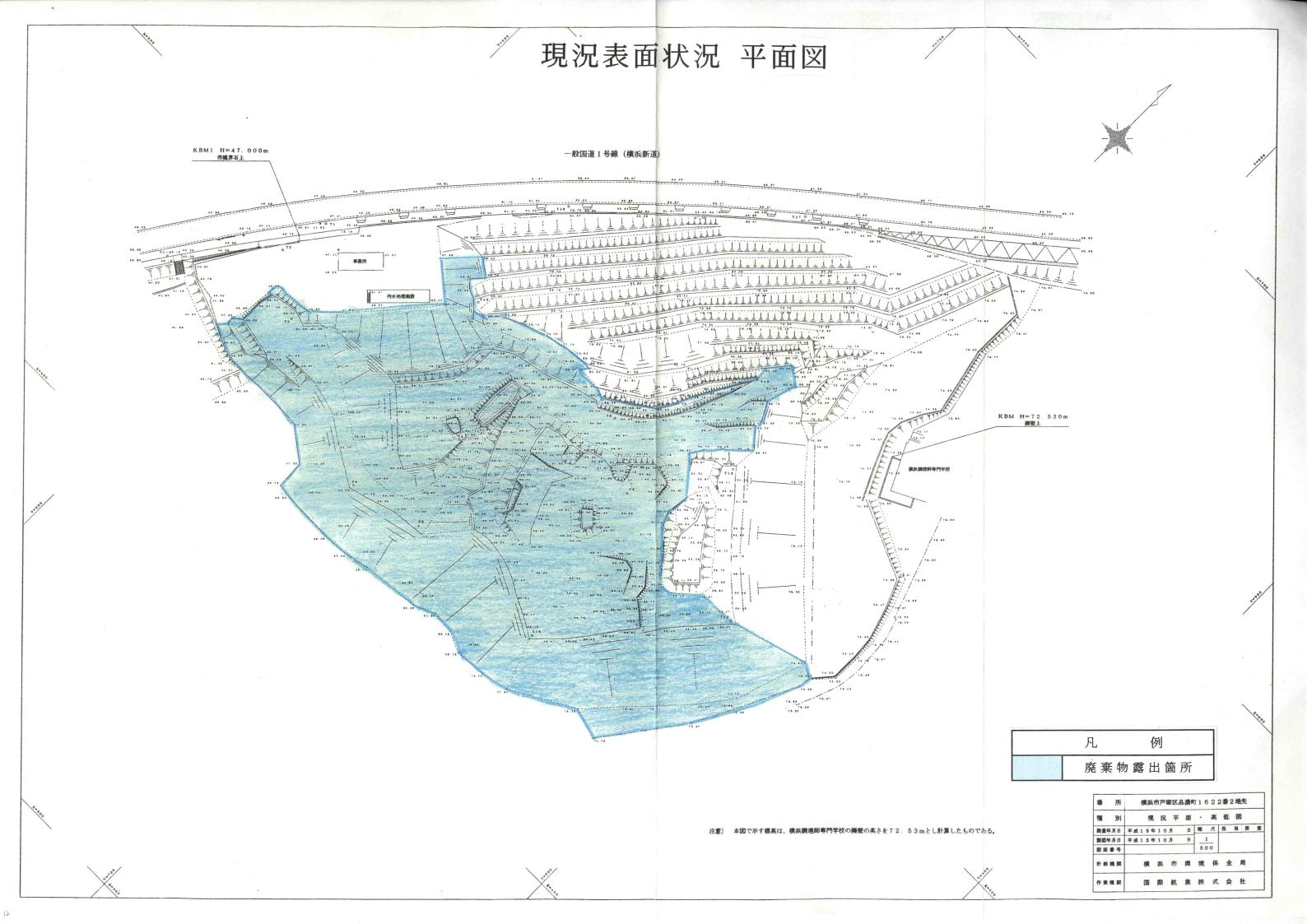
なお、平成13年 1月、事業者の社長が交代する一方で、債権者や当時の副社長(技術管理者)などが 4月に「別会社」を設立し、11月頃からは処分場を自主的に管理し始め、平成14年10月に措置命令の履行を本市に文書で表明している。以降、本市は別会社に作業履行を指導したが、平成15年10月に別会社から本市に「これ以上の維持管理はできない」旨の文書が送付された。

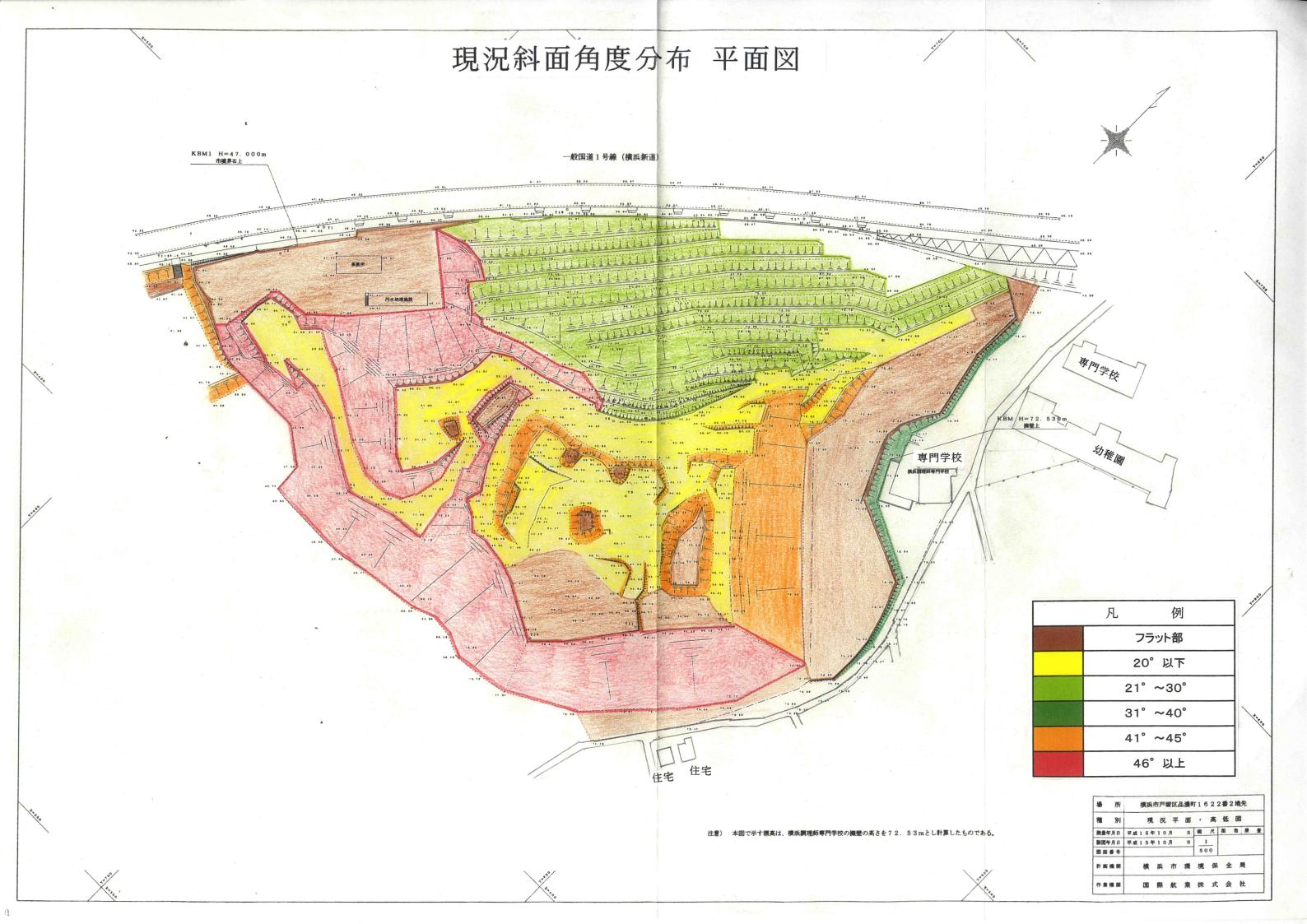
その後、本市は処分場の監視を強化し、測量・調査による現状の把握や大雨時の対応や周辺水域への汚染防止など応急措置を取りつつ事業者に履行を催告してきた。

平成17年度、周辺水への処分場の影響が明らかになり、7月に事業者への措置命令履行催告や事業者の主な元役員に同じ内容の措置命令を発令、事業者及び当時の社長を刑事告発した。しかし、履行期限の8月26日を過ぎ、履行催告文書を関係者に送付しても履行の動きがなく、本市は当事者に履行の意思無しとし、平成17年10月、行政代執行の手続きに着手した。

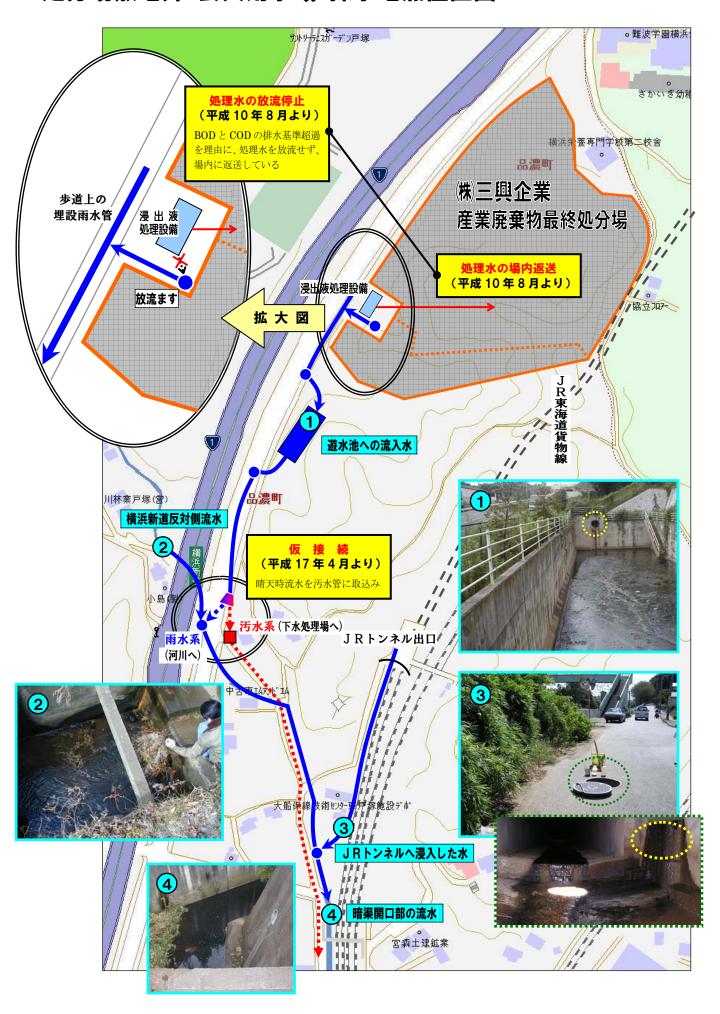
3 指導経緯

	(O: All; •:	于未有、 A · 加云压/
年 月	事 項	対 応
昭和61年 9月	● 「産業廃棄物処理施設設置届」提出	○基準適合通知
	埋立容量 約27万㎡(約1.9ha)	
昭和62年 4月	○ 産業廃棄物処分業(最終処分)許可	●処分業開始
昭和63年11月	● 「処理施設変更届」提出	○受理 (拡張)
	埋立容量 約32万㎡(約1.9ha)	○結果通知 12 月
平成 2年 5月	● 「処理施設変更届」提出	○受理 (拡張)
	埋立容量 約38万㎡(約2.1ha)	○結果通知 5 月
平成 4年 5月	●「処理施設変更届」提出	○受理(拡張嵩上)
	埋立容量 約52万㎡(約2.1ha)	○結果通知 6 月
平成 7~ 8年度	○ 文書による指導を行う	●改善進まず
	(高さ是正3回、容量超過改善1回など)	
平成 9年 1月	● 事業者が測量実施(約65万㎡)	
2月	○ 原状回復のため第1回措置命令を発令	
2);	● 「産業廃棄物処分業廃止届出書」提出	○受理
		○文生
12 月	○ 安全な形状に改善するため第2回措置命令を発令	
	○ 産業廃棄物処理施設変更許可	
	埋立容量 約67万㎡ (約2.4ha)	
平成 10 年 6月	○ 産業廃棄物処分業(最終処分)許可(容量 21,000 ㎡に限る)	●処分業再開
平成 11 年 6月	○ 産業廃棄物処理施設変更届	○基準適合通知
	埋立容量 約74万㎡ (約2.6ha)	
平成 11 年 9月	○ 修景作業及び搬入抑制について文書指導 12回	●搬入を継続
~ 12年 12月		
平成 12 年 11 月	○ 事業者の測量により約2割の埋立量超過判明	●10月測量実施、
	(全体量約85万㎡)	●11月6日付報告
12月	○ 事業停止命令(24 日間)	●以後、廃棄物の
	○ 改善命令 (悪臭防止)	受入なし
平成 13 年 1月	● 事業者、社長交代	修景作業と水処理
	○ 本市が測量実施	は継続
	(全体量約84万㎡、修景作業による若干の減量あり)	
3月	○ 事業停止命令(3月24日以後業取消しまで3回命令)	
	○ 第3回措置命令(廃棄物の飛散防止、法面の崩落防止、地	
	下水汚染の防止、浸出液による公共水域の汚染防止)	
平成 14 年 1 月	○ 産業廃棄物処分業の許可取消	
10 月	☆ 別会社が第3回措置命令履行作業開始	
平成 15 年 3 月	○ 事業者あてマニフェスト関連の法定の報告を要求	●回答なし
	○ 別会社に第3回措置命令履行状況報告を要求	
	人 叫人狂 华迈却在事相中(人数示房存入四类)	
5月	☆ 別会社、状況報告書提出(全部の履行は困難) 	
9月	○ 事業者に措置命令の履行催告	
10 月	○ 市が測量を実施(全体量約91万㎡を確認)	
	☆ 別会社、履行範囲縮小を表明。水処理運転は継続。	
平成 16 年 4 月	○ 川上川水質調査実施、結果を記者発表	
	○ 事業者あて覆土流出等の支障除去を指示	●「資力なし」と
		弁護士口頭回答
平成 17 年 3 月	○ 遊水池からの排水の下水道仮排水完了	
6月	○ 処分場浸出液が漏洩していることを公表(記者発表)	
7月	○ 元役員4名あて措置命令(事業者あて第3回命令と同内容)	
	○事業者及び元社長を廃棄物処理法違反容疑で刑事告発	
	(11月、横浜地検から不起訴処分結果通知)	
	, ,,,, p,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1





処分場敷地外 公共用水域 採水地点位置図



処分場敷地外公共用水域の水質 代表データ

	項目名	河川水の環境基準	H17.5.11	H17.5.19	H17.9.30	H17.11.28	H17.12.7
	ほう素	1以下	7.2	4.2			
	アンモニア性窒素	_	23				
1	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下	2				
遊水池流入水	pН	6.0以上8.5以下	7.8	7.6			
小油	BOD	8以下	15	10			
心流	COD	_	47	25			
入	SS	100以下	5				
水	フェノール類	_	0.17	0.08			
	溶解性マンガン	_	1.7				
	塩素イオン	_	730				
2	ほう素	1以下	1.7	1.4			
横	アンモニア性窒素	_	0.2				
浜	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下	0.9				
新	pН	6.0以上8.5以下	7.9	8			
道	BOD	8以下	1.7	3.5			
反	COD	_	3.7	5.9			
対	SS	100以下	2				
側	フェノール類	_	0	0			
流	溶解性マンガン	_	0.4				
水	塩素イオン	_	84				
	ほう素	1以下	19	13		6	8
3	アンモニア性窒素	_	34				
) 	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下	0				
シ	pН	6.0以上8.5以下	7.3	7.4		7.6	7.5
ネ	BOD	8以下	170	110		78	160
ル	COD	_	200	97		75	130
侵	SS	100以下	30				
入	フェノール類	_	1.6	1.2		0.89	1.2
水	溶解性マンガン	_	0.8				
	塩素イオン	_	1800			640	890
4	ほう素	1以下					7.4
暗	アンモニア性窒素	_					15
渠	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下					0.21
開	pН	6.0以上8.5以下					7.4
	BOD	8以下					65
部	COD	_					90
の	SS	100以下					20
流	電気電導率	_					330
水	ダイオキシン	1以下			0.14		

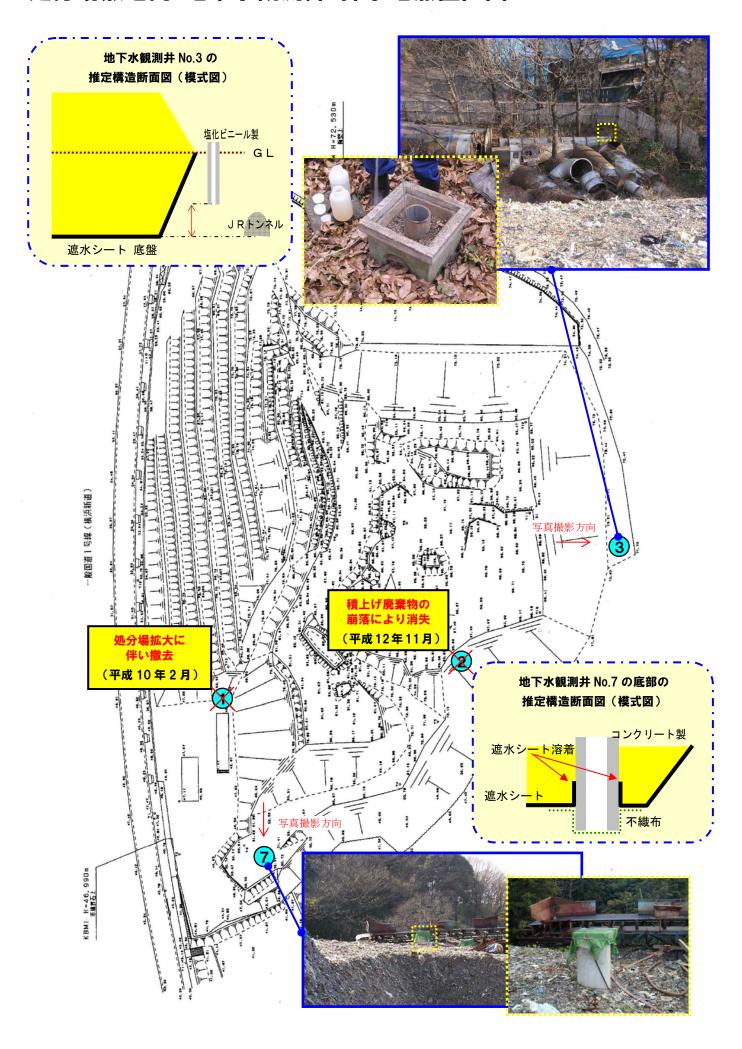
周辺井戸の水質 全データ

採水年月日 H17.7.12

試料番号	1	2	3	4	地下水の環境基準
井戸の深さ	100m	120m	20m-30m	10m-15m	
ほう素	0.08	0.12	0.05未満	0.05未満	1以下
ふっ素	0.2未満	0.2	0.2未満	0.2未満	0.8以下
アンモニア性窒素	3.1	4.9	0.1未満	0.1未満	_
硝酸•亜硝酸性窒素	0.5未満	0.5未満	1.3	0.5未満	10以下
рН	8.0(18°C)	8.0(16°C)	6.8 (20°C)	6.3 (17°C)	_
BOD	1未満	1未満	1	1未満	_
COD	0.6	1.2	0.6	0.8	_
SS	1未満	3	3	2	_
フェノール類	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	_
大腸菌群数	不検出	不検出	不検出	8	_
塩素イオン	8.7	5.5	20	15	_
臭気	異常無し	異常無し	異常無し	カビ臭(淡黄色)	_

試料番号	5	6	7	8	地下水の環境基準
井戸の深さ	50m	不明	33m	17m	
ほう素	0.08	0.05未満	0.06	0.05未満	1以下
ふっ素	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.8以下
アンモニア性窒素	2.6	0.1未満	1.4	0.1未満	_
硝酸•亜硝酸性窒素	0.5未満	0.6	0.5未満	1.8	10以下
рН	8.0 (17°C)	6.2(17℃)	7.7 (19℃)	6.2 (17°C)	_
BOD	1未満	1	1未満	1未満	_
COD	0.8	0.5未満	1.0	0.5未満	_
SS	1未満	1未満	1未満	1未満	_
フェノール類	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	_
大腸菌群数	不検出	不検出	4	20	_
塩素イオン	4.1	9.8	5.1	42	_
臭気	異常無し	異常無し	カビ臭	カビ臭	_

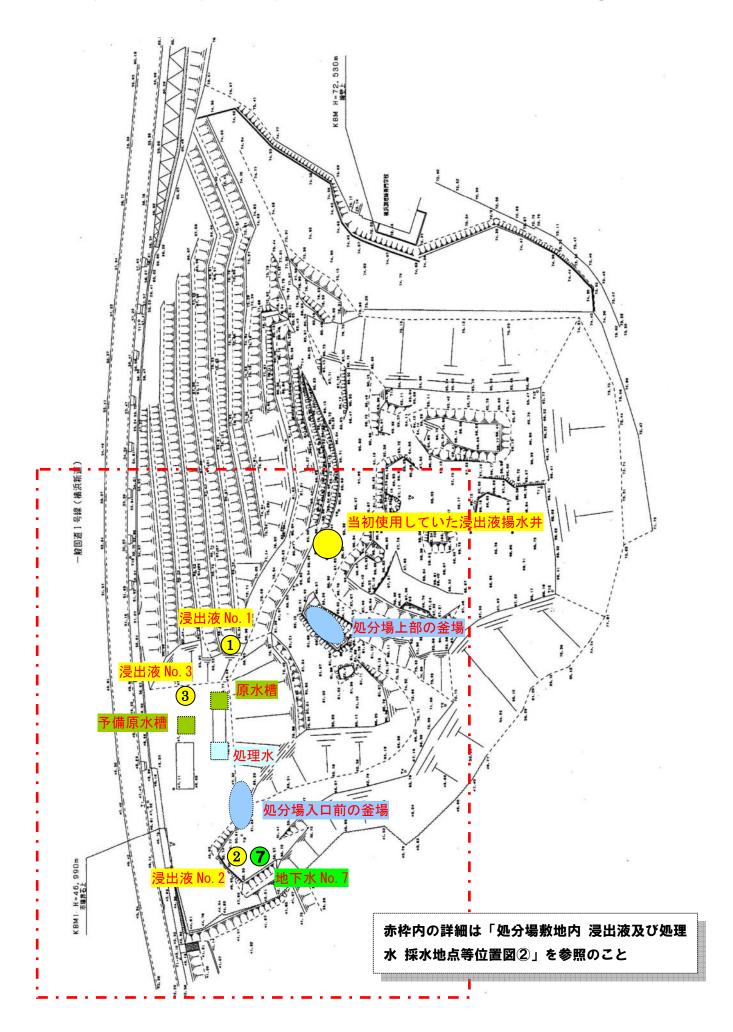
処分場敷地内 地下水観測井 採水地点位置図



処分場敷地内 地下水観測井 代表データ

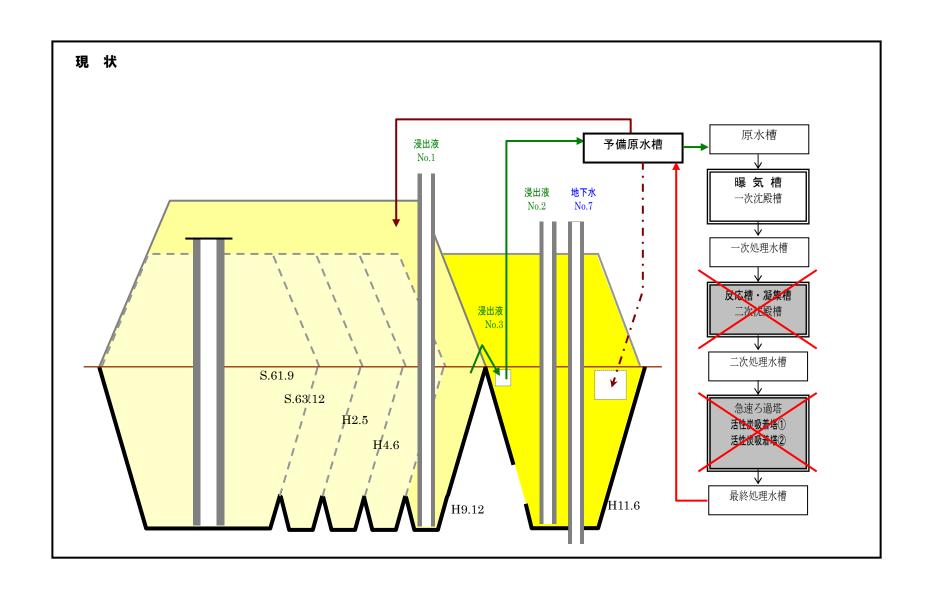
	採水年月日	地下水の環境基準	H17.5.11	H17.8.9	H17.12.7
	ほう素	1以下			
	アンモニア性窒素	_			
	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下			
地	рН	_			
地下水1	BOD	_			
水	COD	_			
•	SS	_			
	フェノール類	_			
	溶解性マンガン	_			
	塩素イオン	_			
	ほう素	1以下			
	アンモニア性窒素	_			
	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下			
地	рН	_			
下水2	BOD	_			
水	COD	_			
2	SS	_			
	フェノール類	_			
	溶解性マンガン	_			
	塩素イオン	_			
	ほう素	1以下	5.6		3.6
	アンモニア性窒素	_	0		
	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下	0.1		
地	pH	_	6.7		6.6
下	BOD	_	2.1		2.4
地下水3	COD	_	9.9		9.5
3	SS	_	440		
	フェノール類	_	0.06		0
	溶解性マンガン	_	1.2		
	塩素イオン	_	470		470
	ほう素	1以下	29	26	22
	アンモニア性窒素	_	220	170	
1,4	硝酸•亜硝酸性窒素	10以下	0.6	0.2	
地下水7	рН	_	7.4	7.3	7.3
) 7k	BOD	_	74	82	48
7	COD	_	330	240	320
-	SS		85	99	
	フェノール類	_	0.35	0.28	0.4
	塩素イオン	_	2100	1900	1700

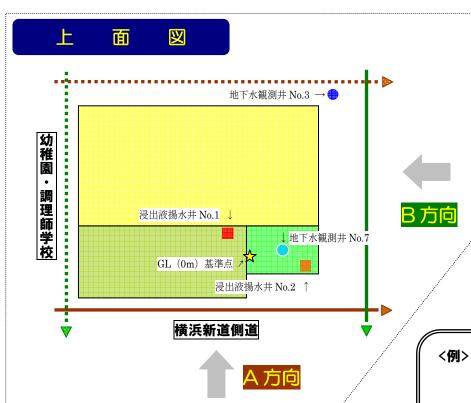
処分場敷地内 浸出液及び処理水 採水地点等位置図①

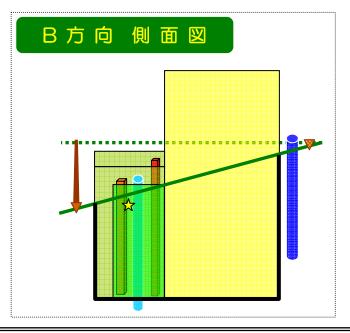


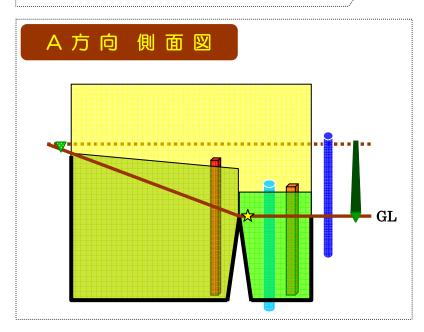
処分場敷地内 浸出液及び処理水 代表データ② (浸出液の細分化後)

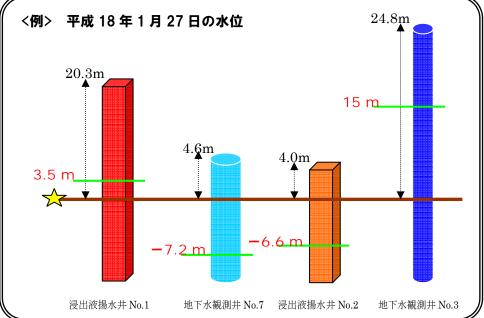
	採水年月日	排水基準	H17.5.11	H17.8.9	H17.9.28	H17.10.26	H17.11.28	H17.12.7
	ほう素	10以下		63		52		75
	アンモニア性窒素(x)	0.4 x + y が		260				
	硝酸性·亜硝酸性窒素(y)	100以下		0				
:=	рН	5.8以上8.6以下		7.6		7.6		7.6
浸	BOD	60以下		470		1200		950
出	COD	60以下		1400		1000		1400
液	SS	60以下		15				
No.	へキサン抽出鉱油類	5以下		0				
1	フェノール類	0.5以下		3.4		4.9		2.5
	総窒素	_						
	総リン	_						
	塩素イオン	_		5900		6400		6100
	ほう素	10以下	32			23		38
	アンモニア性窒素(x)	0.4 x + y が						
浸	硝酸性·亜硝酸性窒素(y)	100以下						
出	рН	5.8以上8.6以下	7.8			7.5		7.6
液	BOD	60以下	89			72		69
No.	COD	60以下	400			330		390
2	SS	60以下						
	フェノール類	0.5以下	0.54			0.81		0.55
	塩素イオン	_	2600			2700		2500
	ほう素	10以下			57	68	90	87
	アンモニア性窒素(x)	0.4 x + y が						
2=	硝酸性·亜硝酸性窒素(y)	100以下						
浸山	рН	5.8以上8.6以下			7.7	7.6	7.8	7.7
出液	BOD	60以下			620	640	660	550
No.	COD	60以下			1100	1000	1500	1500
3	SS	60以下						
၂ ၁	ヘキサン抽出鉱油類	5以下						
	フェノール類	0.5以下			1.9	1.6	5	1.7
	塩素イオン	_			7800	10000	10000	11000
	ほう素	10以下		63				
	ふっ素	8以下		3.2				
	アンモニア性窒素(x)	0.4 x + y が		8.4				
bn.	硝酸性·亜硝酸性窒素(y)	100以下		82				
処	рН	5.8以上8.6以下		7.9				
理	BOD	60以下		11				
水	COD	60以下		290				
	SS	60以下		7				
	フェノール類	0.5以下		0				
	塩素イオン	_		8500				





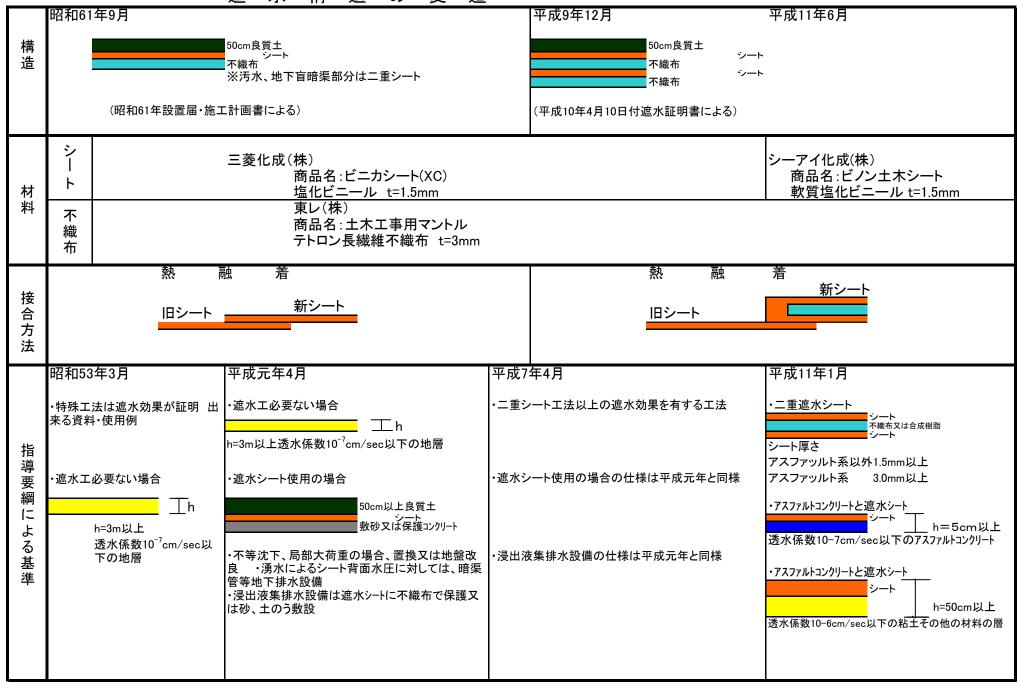


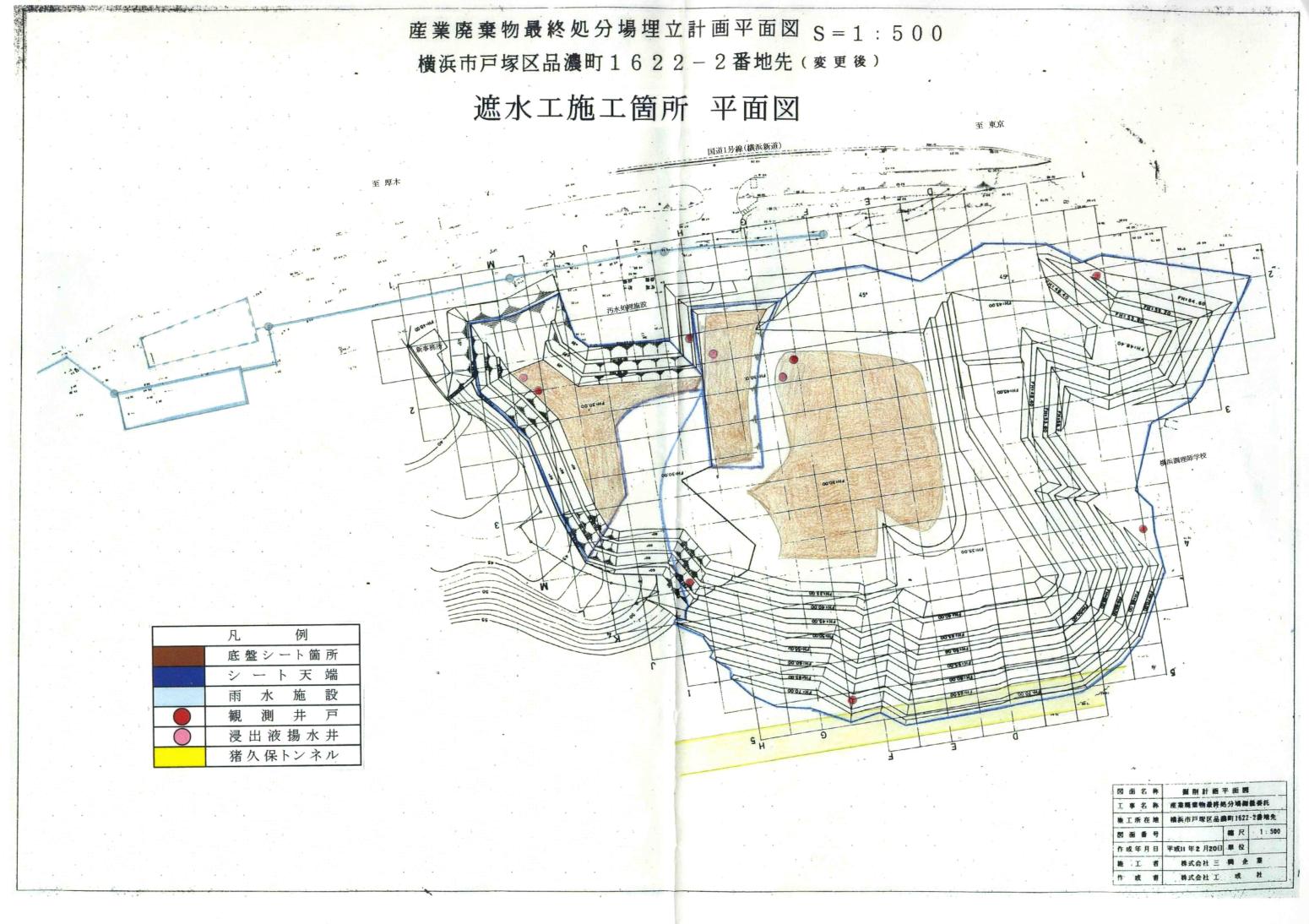




水位測定箇所概略図

遮水構造の変遷





今後の調査方法

